

「男女の賃金の差異」の情報公表

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全従業員	73.0%
正規雇用者	75.0%
非正規雇用者	54.1%

1. 対象期間：2024事業年度（2024年4月1日～2025年3月31日）
2. 非正規雇用は、有期契約社員とし、派遣社員を除いております。
3. 男女の賃金格差については、男性の賃金に対する女性の賃金の割合を示しており、厚生労働省の定める計算方法により算出しております。